山武市子ども・子育て支援事業計画 策定にあたって



平成25年度第2回山武市子ども・子育て会議平成26年2月20日(木)

新制度の全体像

新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- *認定こども園
- *幼稚園
- *保育所(園)

地域型保育給付

- *小規模保育
- *家庭的保育
- *居宅訪問型保育
- *事業所内保育

児童手当



地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診查事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- 8一時預かり事業
- 9延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑩実費徴収に係る補足給付を 行う事業
- (3)多様な主体の参入促進事業

給付の対象となる施設・事業



認定こども園 O~5歳

幼保連携型

※認可・指導監督の一本化など制度改善の実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳

保育所 O~5歳

地域型保育給付 0~2歳

小規模保育

定員6~19人

家庭的保育

家庭的保育者の居宅等 において保育を行う (定員5人以下) 居宅訪問型保育

子どもの居宅において 家庭的保育者が保育を 行う 事業所内保育

主として従業員のほか、 地域において保育を必 要とする子どもにも保 育を提供

施設型給付・地域型保育給付について

- ◎施設型給付〔認定こども園・幼稚園(※1)・保育所(園)〕
- ◎地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育(※2)〕

給付制度の概要



①給付の対象となる施設(認定こども園・幼稚園・保育所(園))及び事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)を<u>市が「確認」(利用定員の設定)</u>



②利用する子どもの「保育の必要性」を市が「認定」



③保育の必要な子どもや特別な支援の必要な子どもについては<u>市が利用調整</u>



- ④利用者は応能負担(収入に応じた負担)
- ※1 幼稚園は、給付の制度に入らず、別段の申出をしてこれまでと同じ運営を継続する(私学助成受給)ことも可能。
- ※2 事業所内保育は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

施設・事業所において設定可能な利用定員の認定区分

◎利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、 保育の必要性の認定区分(1号認定・2号認定・3号認定)ごとに設定

満3歳以上

満3歳未満

		教育標準時間 認定子ども (1号認定)	満3歳以上・ 保育認定子ども (2号認定)	満3歳未満・ 保育認定子ども (3号認定)
施設型給付	認定こども園	0	0	0
	保育所(園)	_	0	0
	幼稚園	0		
地域型 保育 給付	小規模保育	_	_	0
	家庭的保育	_	_	0
	居宅訪問型保育	_	_	0
	事業所内保育			(従業員枠・地域枠)

※ 上記の例外として、自治体の実情に合わせた特例給付あり。

①「確認」(利用定員の設定)制度について

【1】市による施設・事業所の「確認」

市は、給付の制度に入る施設(認定こども園・幼稚園・保育所(園))及び事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業) について、施設・事業所の申請に基づき、

- *教育標準時間認定の子ども(1号認定)
- *満3歳以上・保育認定の子ども(2号認定)
- *満3歳未満・保育認定の子ども(3号認定)
- の利用定員を定めたうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払う。

【2】 「確認」を受ける施設・事業所の要件

- (i)学校教育法、児童福祉法等に基づき、「認可」を受けている施設・事業所であること
- (ii)子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(国が定める内閣府令を踏まえ、市が条例制定する)を満たすこと

2保育の必要性の認定(支給認定)について

- *保護者からの申請に基づき、市が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- *保育の必要性の認定区分を次の3区分。

年齢?保育の必要性?	認定区分	
満3歳以上の	1号認定	
「保育の必要性」なし	(教育標準時間認定子ども)	
満3歳以上の	2号認定	
「保育の必要性」あり	(満3歳以上の保育認定子ども)	
満3歳未満の	3号認定	
「保育の必要性」あり	(満3歳未満の保育認定子ども)	

- *さらに、保育の必要性に応じて「長時間認定」と「短時間認定」に区分。
- *保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、 長時間or短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に 基づき、市が基準を定める。

3利用調整について

*給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市の義務となる。

【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談、助言 (保護者の利用希望等を勘案して実施)
- 施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請



4利用者負担について

新制度における利用者負担の基本的な考え方

- *すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準を基本とする。
- *所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定められた額を利用者が負担することを基本とする。
- *利用者負担額は、公定価格(国が定める1人あたりの保育にかける金額)に応じて、市が設定する。 ただし、実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が決める。
- *利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

地域子ども・子育て支援事業について

- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診查事業
- 4 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業(こどもショートステイ)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- ⑧一時預かり事業
- 9延長保育事業
- ⑩病児•病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(学童クラブ)【拡充】
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑩多様な主体の参入促進事業【新規】



※参考※「子ども・子育て支援事業計画」について

子ども・子育で支援事業計画(平成27~31年度)の策定

【計画の必須記載事項】

- *教育•保育提供区域
- *幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期
- *幼児期の学校教育・保育の一体的提供

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。